

生食発0710第11号
平成29年7月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

理容師養成施設の指導要領について

平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師・美容師関係の規制改革事項として、「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる」こと及び「国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる」こととされた。

これを受け、「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」が取りまとめた報告書を踏まえ、本年3月31日に理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。）等の改正が行われた。

これに伴い、平成27年3月31日健発第0331第19号厚生労働省健康局長通知「理容師養成施設の指導要領について」の別紙「理容師養成施設の指導要領」を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日（改正後の上記施行規則附則第4条における準備行為については平成29年3月31日）から適用することとしたので通知する。

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>理容師養成施設の指導要領</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>理容師養成施設の指導要領</p> <p>1 指定の申請に関する事項</p> <p>(1) 理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)第3条第3項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を、当該養成施設を設立しようとする日の4か月前までに、当該指定に係る養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>ア 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日</p> <p>イ 設立者の住所及び氏名(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名)</p> <p>ウ 理容師養成施設の長の氏名</p> <p>エ 養成課程の別</p> <p>オ 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別</p> <p>カ 生徒の定員及び学級数</p> <p>キ 入所資格</p> <p>ク 入所の時期</p> <p>ケ 修業期間</p> <p>コ 教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数(単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては総授業時間数。通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総単位数(単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては総授業時間数))</p> <p>サ 卒業認定の基準</p> <p>シ 入学料、授業料及び実習費の額</p> <p>ス 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法</p> <p>セ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</p> <p>ソ 設備の状況</p>

	<p> タ 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法 チ 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算 (2) 2以上の養成課程を設ける理容師養成施設にあつては、前項オからシまでに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならないこと。 (3) 通信課程を併設する理容師養成施設にあつては、上記(1)に規定するもののほか、次に掲げる事項を指定申請書に記載しなければならないこと。 ア 通信養成を行う地域 イ 授業の方法 ウ 課程修了の認定方法 (4) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。 ア 設立者の履歴書(法人にあつては、定款、寄附行為等) イ 理容師養成施設の長の履歴書 ウ 専任教員の履歴書 エ 兼任教員の履歴書 オ 土地建物等の登記事項証明書の写し カ 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し キ 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録 ク 法人の設立認可書の写し ケ 学則 (5) 通信課程を併設する理容師養成施設にあつては、指定申請書に通信養成に使用する教材を添付しなければならないこと。 (6) 理容師養成施設の指定申請書の作成に当たっては、別紙様式1を参照すること。 (7) 指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、理容師養成施設を設立しようとする日の1年前までに設置計画書を当該指定に係る養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。 (8) 理容師養成施設の設置計画書の様式については、指定申請書の様式に準じたものとする。 </p> <p> 2 一般的事項 (1) 設立者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。 </p>
--	--

- (2) 設立者たる法人又は団体が解散しようとするとき（設立者が個人の場合にあつては死亡したとき）は、理容師養成施設の長は、あらかじめ（設立者が個人の場合にあつては速やかに）その旨を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に文書により届け出ること。
- (3) 理容師養成施設の長は、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）第4条第1項第1号ホに定めるとおりであるが、「理容師の養成に相当であると認められるもの」とは、個人であつて、次の各号に該当する者であること。
- ア 理容師養成施設の管理の責任者として、その職務を行うのに支障のない者であること。
 - イ 社会的信望があり、理容師の養成に熱意を有する者であること。
 - ウ 経歴、現在における職務上の地位等からみて、理容師の養成を行うのに相当であると認められる者であること。
- (4) 理容師養成施設は、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則を定めること。
- ア 設置目的
 - イ 名称
 - ウ 位置
 - エ 養成課程
 - オ 修業期間
 - カ 生徒定員及び学級数
 - キ 入所時期、学期及び休日
 - ク 教科課程及び教科科目ごとの単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、時間数）
 - ケ 入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続
 - コ 編入所及び転入所
 - サ 成績考査及び卒業の認定
 - シ 入学料、授業料、実習費等の費用徴収
 - ス 教職員の組織
 - セ 同時授業の実施の有無（併設校に限る。）
- (5) 通信課程を併設する養成施設にあつては、前項に掲げる事項のほか、次の事項を学則に記載すること。

3 教員に関する事項

(1) (略)

(2) 1 教員の 1 週間当たりの授業時間数は、授業の準備等に要する時間を含めた労働時間が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の規定等に定める基準を超えない範囲で設定すること。

(3) (略)

(4) 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2 名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。

ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、上記(2)の授業時間数の 2 分の 1 を超えない範囲（ただし、上記(2)で設定された授業時間数の 2 分の 1 が 7 時間に満たない場合には 7 時間以内とし、10 時間に満たない場合（理容実習を担当する教員に限る）は、10 時間以内とする）で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。

(5) ~ (7) (略)

ア 通信養成を行う地域

イ 添削指導のための組織等

ウ 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

3 教員に関する事項

(1) 教員の数及び専任教員の数は、各養成課程ごとに、指定規則第 4 条第 1 項第 1 号へ、第 2 号ロ、第 3 号ハに定めるとおりであること。

なお、同時授業を行う場合は、別表第 2 に掲げる算出方法により、同時授業を行う美容師養成施設の定員数と合算して算出された人数以上であり、かつ、専任教員のうち、1 人以上は理容師養成施設の教員であること。

(2) 1 教員の 1 週間当たりの授業時間数は、15 時間を標準とすること。

ただし、理容実習を担当する教員にあつては、20 時間の範囲で 1 週間当たりの授業時間数とすることができること。

(3) 専任教員は、一の理容師養成施設に限り専任教員となることができるものであること。

ただし、一の理容師養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、上記(2)の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。

なお、専任教員は、当該養成施設において、生徒に対する適切な教授及び相談指導を継続して確実に実施できる者を充てること。

(4) 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2 名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。

ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、上記(2)の授業時間数を 7 時間以内（理容実習を担当する教員の場合は、10 時間以内）の範囲で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。

(5) 通信課程を併設する理容師養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は、当該養成施設の教員であること。

(6) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

- (8) 指定規則別表第3 衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容技術理論及び理容実習の項に規定する「実務」とは、理容所において理容師として業務に従事した経験をいうこと。なお、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論及び運営管理については、同時授業を実施する場合に限り、美容所において美容師として業務に従事した場合も含むこと。
- (9) 指定規則別表第3 文化論及び運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）による改正前の理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）第11条第1項第1号ホの規定に基づく社会の教員であった者が含まれるものであること。
- (10) 指定規則別表第3 選択課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
なお、定員とは総定員のことを指し、通信課程における1学年の学生数は昼間課程又は夜間課程のいずれか学生数が多い養成課程の1学年の学生数の同数以下とすること。
- (2) 通信課程の定員は、指定規則により昼間課程又は夜間課程の定員のおおむね1.5倍以内としていることから、上記(1)により算出される総定員は昼間又は夜間課程の総定員の1.5倍を超えてはならないこと。
- (3) 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、確実かつ適正に行うこと。ただし、美容修得者課程履修者及び「理容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年厚生労働省告示第45号。以下「教科課程の

- (7) 教員の資格は、指定規則第4条第1項第1号トに定めるとおりであるが、「理容師の養成に相当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。
 ア 教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 イ 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 ウ 理容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- (8) 指定規則別表第3 衛生管理、理容保健、理容文化論、理容運営管理、理容技術理論及び理容実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、理容所において理容師として業務に従事した経験をいうこと。なお、衛生管理、理容保健については、同時授業を実施する場合に限り、美容所において美容師として業務に従事した場合も含むこと。
- (9) 指定規則別表第3 理容文化論及び理容運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）による改正前の理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）第11条第1項第1号ホの規定に基づく社会の教員であった者が含まれるものであること。
- (10) 指定規則別表第3 選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
- (新規)
- (2) 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、確実かつ適正に行うこと。

<p><u>基準」という。)第1に定める教科課目の免除を受ける者にあつては、次の①又は②の書類を提出させ、その資格を確認することとし、入学時に美容師養成施設に在学中又は入所予定の者にあつては、その旨を証明する書類により確認し、卒業認定までに①又は②の書類の提出により確認すること。</u></p> <p><u>①美容師免許証の写し</u></p> <p><u>②美容師養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書(平成10年3月31日までに美容師養成施設に入学した者にあつては、実地修練を行った旨の証明書も提出)</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 美容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められ</u></p>	<p><u>(3) 入所者の選考は、学則に定めるところにより、厳正に行うこと。</u></p> <p><u>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第2項に規定する者を含む。)の入所を認める美容師養成施設にあつては、「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習の基準等の運用について」(平成27年3月31日健発0331第13号厚生労働省健康局長通知)に定めるところにより、必要な事項を学則に定め、これに基づき入所試験及び講習を適正に行うこと。</u></p> <p><u>(5) 入所の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。</u></p> <p><u>(6) 編入所は、法第3条第3項の規定により指定を受けた美容師養成施設(以下「指定養成施設」という。)相互間においてのみ認められるものであること。</u></p> <p><u>(7) 編入所又は一の養成施設の養成課程間の転入所の取扱いに当たっては、編入所又は転入所しようとする生徒が修業期間内に指定規則第4条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、既に履修した課目及びその単位数(単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、時間数。)等を十分検討した上で編入所又は転入所させること。</u></p> <p><u>(8) 卒業の認定については、「美容師養成施設の教科課程の基準」(平成20年厚生労働省告示第45号。以下「教科課程の基準」という。)第二に定めるところにより、厳正に行うこと。</u></p> <p><u>(9) 美容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められ</u></p>
--	--

たときは、指定規則第2条に規定される養成課程の別及び卒業の年月日を記載し、速やかに発行すること。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

5 授業に関する事項

(1) (略)

(2) 同時授業を行うことができるのは、入所者の数が理容師養成施設におけるその年の前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ他方の年において20人未満である場合に限られること。

(3) 美容師養成施設の教科課目と同時授業を行うことができる教科課目は、次に掲げる教科課目であること。

ア 関係法規・制度

イ 衛生管理

ウ 保健

エ 化粧品化学

オ 文化論

カ 運営管理

キ 選択課目 (同時授業を行うことが可能な課目に限る)

(4) ~ (8) (略)

たときは、速やかに発行すること。

(10) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。

(11) 生徒の入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は、確実に保存されていること。

(12) 設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(13) 同時授業を行う場合は、当該年度の入所者数を入所の時期から1か月を経過するまでに当該指定養成施設所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

5 授業に関する事項

(1) 「教科課程の基準」及び「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成27年3月31日健発0331第17号厚生労働省健康局長通知)に定めるところにより、適切かつ確実に授業を実施すること。

(2) 同時授業を行うことができるのは、理容師養成施設におけるその年の前年及び前々年における入所者の数が、養成課程の別ごとに、それぞれ15人未満であるときに実施できること。

(3) 美容師養成施設の教科課目と同時授業を行うことができる教科課目は、次に掲げる教科課目であること。

ア 関係法規・制度

イ 衛生管理

ウ 理容保健

エ 理容の物理・化学

(新規)

(新規)

オ 選択必修課目 (同時授業を行うことが可能な課目に限る)

(4) 指定規則第4条の2第1項第5号に規定する「同時授業を行うことが可能な課目」とは、技術を除く教科課目のうち養成施設が適当と認めたものであること。

<p>6 (略)</p>	<p>(5) 理容実習（実務実習を除く。）のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を原則として社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業の対象とされる生計困難者等及び相モデルに限定するなど、不特定多数の者をモデルとする実習が行われないう、適切に取り扱うこと。</p> <p>(6) 多数の生徒を1室に収容して授業を行うことは、著しく教育効果の妨げとなるので、指定規則第4条第1項第1号チに定めており40人以下の生徒（同時に入所させる生徒の定員数が40人未満である場合は、その定員数。）を基準として構成すること。</p> <p>なお、同時授業を実施する場合において、「教育上支障のないとき」とは、生徒1人当たり1.65㎡以上の面積を確保できる場合であること。</p> <p>(7) 「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第15号厚生労働省健康局長通知。以下「通信課程における授業方法等の基準の運用」という。）2の(4)ただし書に規定する「他の理容師養成施設その他面接指導を行う場所として適当と認められる施設」とは、原則として、次のような施設であること。</p> <p>ア 他の理容師養成施設 イ 保健所 ウ 小学校、中学校等の教育施設その他公民館等公共的施設</p> <p>(8) 通信課程を新設しようとする理容師養成施設が、「通信課程における授業方法等の基準の運用」2の(4)ただし書の規定の適用を受けようとするときは、設置計画書、課程新設計画書、指定申請書又は課程新設承認申請書にその場所、使用する施設の概況、通信養成を行う生徒の地域及び授業の方法を記載するものとし、また、既に通信課程を設置している理容師養成施設が新たにこの規定の適用を受けようとするときは、授業の方法の変更の届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>6 施設及び設備に関する事項</p> <p>(1) 指定規則第4条第1項第1号ヌからヲに定める施設を有していること。</p> <p>(2) 施設及び設備は、原則として同一構内にあつて、それらが有機的に関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであつて、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p>
--------------	---

7 変更等の承認に関する事項

(1) (略)

(2) 理容師養成施設において新たに養成課程を設け(新たに美容修得者課程を設けようとする場合を含む。)、若しくは養成課程の一部を廃止(美容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。)し、又は理容師養成施設を廃止しようとするとき及び新たに同時授業を行おうとするときは、あらかじめ当該指定養成施設所在地の都道府県知事の承認を得なければならないこと。

(3) ~ (8) (略)

- (3) 教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。
- (4) 夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150 ルクス以上であること。
- (5) 施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。
- (6) 消毒薬を安全かつ適切に保管及び管理するための専用の設備を設けること。
- (7) 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1に基づき整備するとともに、別表2の左欄に掲げる事項の区分ごとに、右欄に掲げる具体的器具等を標準として学習上必要と考えられる種類及び数を整備すること。

7 変更等の承認に関する事項

- (1) 理容師養成施設において次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該指定養成施設所在地の都道府県知事の承認を得なければならないこと。
 - ア 生徒の定員(定員を増加する場合に限る。)
 - イ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (2) 理容師養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は理容師養成施設を廃止しようとするとき及び新たに同時授業を行おうとするときは、あらかじめ当該指定養成施設所在地の都道府県知事の承認を得なければならないこと。

- (3) 上記(1)及び(2)の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書を、変更等をしようとする日の2か月前までに、当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- (4) 上記(1)及び(2)の承認申請書には、次に掲げる事項を記載し、書類を添付しなければならないこと。
 - ア 生徒の定員(定員を増加する場合に限る。)の変更<記載事項>
 - (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地
 - (イ) 変更の理由

	<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 変更の予定年月日 (エ) 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数 (オ) 変更前及び変更後の入所の時期 (カ) 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別 (キ) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (ク) 変更前及び変更後の設備の状況 (ケ) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算 (コ) 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法 <p>〈添付書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> (サ) 過去3年間における生徒の募集状況 (シ) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等） (ス) 新たな教員の履歴書 (セ) 設立者の資産状況 (ソ) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し (タ) 学則 <p>イ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更</p> <p>〈記載事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地 (イ) 変更の理由 (ウ) 変更の予定年月日 (エ) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (オ) 変更前及び変更後の設備の状況 (カ) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算 <p>〈添付書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> (キ) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等） (ク) 設立者の資産状況 (ケ) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
--	--

	<p>(コ) 学則</p> <p>ウ 養成課程の新設</p> <p>〈記載事項〉</p> <p>(ア) 理容師養成施設の名称及び所在地</p> <p>(イ) 新設の理由</p> <p>(ウ) 新設の予定年月日</p> <p>(エ) 新設養成課程に係る 1 の (1) のオからシまでに掲げる事項</p> <p>(オ) 新設前及び新設後の理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法</p> <p>(カ) 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</p> <p>(キ) 新設前及び新設後の設備の状況</p> <p>(ク) 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法</p> <p>(ケ) 新設後 2 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</p> <p>(コ) 通信課程の新設に係る場合は、1 の (3) に掲げる事項</p> <p>〈添付書類〉</p> <p>(サ) 設立者の履歴書 (法人にあっては、定款、寄附行為等)</p> <p>(シ) 新設養成課程の教員の履歴書</p> <p>(ス) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し</p> <p>(セ) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録</p> <p>(ソ) 学則</p> <p>(タ) 通信課程の新設に係る場合は、通信養成に使用する教材</p> <p>エ 養成課程の一部の廃止又は理容師養成施設の廃止</p> <p>(ア) 理容師養成施設の名称及び所在地</p> <p>(イ) 廃止の理由</p> <p>(ウ) 廃止の予定年月日</p> <p>(エ) 入所中の生徒の処置方法</p> <p>(オ) 指定養成施設を廃止しようとする場合にあっては、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した学籍簿を保存する者の住所及び氏名 (法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名) 並びに学籍簿の承継の予定年月日</p>
--	---

	<p>(カ) 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</p> <p>オ 同時授業の実施</p> <p>〈記載事項〉</p> <p>(ア) 理容師養成施設の名称及び所在地</p> <p>(イ) 実施理由</p> <p>(ウ) 実施予定年月日</p> <p>(エ) 同時授業を行う教科科目名</p> <p>(オ) 変更前及び変更後の教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別</p> <p>(カ) 同時授業を行う養成課程の生徒の定員及び学級数</p> <p>(キ) 変更前及び変更後の施設の各室の用途、面積並びに建物の配置図及び平面図</p> <p>(ク) 通信課程の実施にあつては、通信養成を行う地域及び授業の方法</p> <p>〈添付書類〉</p> <p>(ケ) 過去2年間における生徒の入所状況（養成課程別）</p> <p>(コ) 同時授業を行う養成施設の新たな教員の履歴書</p> <p>(サ) 学則</p> <p>同時授業を行うために施設の用途変更を行う場合は、同時授業の承認申請書により、併せて承認することとしている。</p> <p>なお、普通教室の併用を除き、施設の用途変更を行う場合は、前記イ「校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更」の（オ）から（ケ）を追加すること。</p> <p>(5) 養成課程の一部の廃止又は理容師養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の指定養成施設に編入所させなければならないこと。</p> <p>(6) 理容師養成施設の変更等の承認申請書の作成に当たっては、別紙様式2から6を参照すること。</p> <p>(7) 上記（1）又は（2）の承認を受けようとするときは、変更等を行おうとする日の1年前（同時授業を行う場合は10か月前）までに、変更等計画書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>(8) 理容師養成施設の変更等計画書の様式については、変更等承認申請書の様</p>
--	---

8 (略)

式に準じたものとする。

8 変更の届出に関する事項

(1) 理容師養成施設において次の事項に変更があったときは、速やかに、変更の内容を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

ア 理容師養成施設の名称及び所在地

イ 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）

ウ 理容師養成施設の長の氏名

エ 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別

オ 学級数

カ 入所資格

キ 入所の時期

ク 修業期間

ケ 教科課程

コ 卒業認定の基準

サ 入学料、授業料及び実習費の額

シ 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法

ス 通信課程における通信養成を行う地域

セ 通信課程における授業の方法

ソ 通信課程における課程修了の認定方法

タ 通信課程における通信教材の内容

(2) 前項の届出が、次の表の左欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の右欄に該当するものを、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。

理容師養成施設の長の変更に係るもの	新たに長となった者の履歴書
教員の新たな使用に係るもの	その者の履歴書
(1) のア、オからコ又はスに係るもの	学則
入学料等の額の変更に係るもの	当該変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに学則

	通信課程における通信教材の内容 の変更に係るもの	当該通信教材
<p>9 その他</p>	<p>(3) 理容師養成施設において、生徒の定員を減ずる変更をしようとするとき、又は同時授業の実施を終了するときは、あらかじめ、変更の内容を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>なお、同時授業の終了に伴い、普通教室の併用を止める場合以外の用途変更をする場合は、別途用途変更の手続きを行わなければならないこと。</p> <p>(4) 上記(3)の変更届出書には次のアからケ(同時授業については、アからウ及びコ)までに掲げる事項を記載するとともに、サからス(同時授業についてはサ及びス)に掲げる書類を添付しなければならないこと。</p> <p>ア 理容師養成施設の名称及び所在地 イ 変更(終了)の理由 ウ 変更(終了)の予定年月日 エ 変更前及び変更後の同時に授業を行う生徒の数及び学級数 オ 変更前及び変更後の入所の時期 カ 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別 キ 変更前及び変更後の設備の状況 ク 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算 ケ 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法 コ 終了する養成課程 サ 過去3年間における生徒の募集状況(同時授業については、過去2年間における生徒の入所者数(養成課程別)) シ 設立者の資産状況 ス 学則</p> <p>(5) 理容師養成施設の変更届出書の作成に当たっては、別紙様式7から9を参照すること。</p> <p>9 その他</p>	

<p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>選択課目</u>において校外実習を行う理容師養成施設の設立者は、校外実習の実施方法（実施時期、時間数（1日当たりの時間数及び年間時間数）、実施場所の名称（<u>理容所</u>にあつては管理理容師の氏名を含む。）及び評価方法を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならないこと。また、これらを変更する場合も同様とすること。</p>	<p>(1) 理容師養成施設の経理は、養成施設以外の経理と明確に区分されていること。</p> <p>(2) 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。これらの費用の種類及び金額は、入学案内等により、募集の際、生徒に周知されていること。</p> <p>(3) 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。</p> <p>ア 学則</p> <p>イ 日課（時間割）表</p> <p>ウ 養成施設日誌</p> <p>エ 教職員の名簿、履歴書及び出勤簿</p> <p>オ 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>カ 入所者の選考及び成績考査に関する表簿</p> <p>キ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿</p> <p>ク 機械器具等の目録</p> <p>ケ 往復文書処理簿</p> <p>(4) 学籍簿は、別紙様式10を標準に各理容師養成施設において適切に整備すること。また、通信課程の学籍簿については、別紙様式10に準じたものとする。</p> <p>(5) 指定養成施設を廃止しようとする設立者は、当該養成施設に在学し、又は当該養成施設を卒業した者の学籍簿を適切に保存することができる者がいないときは、当該指定養成施設所在地の都道府県知事に当該学籍簿を引き継がなければならないこと。</p> <p>(6) 指定規則第7条の規定に基づき、当該指定養成施設所在地の都道府県知事が学籍簿等を保存しなければならない期間は、上記（3）に掲げる保存期間から当該養成施設において、これらの学籍簿を保存していた期間を控除した期間とすること。</p> <p>(7) <u>選択必修課目</u>において校外実習を行う理容師養成施設の設立者は、校外実習の実施方法（実施時期、時間数（1日当たりの時間数及び年間時間数）、実施場所の名称（<u>美容所</u>にあつては管理理容師の氏名を含む。））及び評価方法を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならないこと。また、これらを変更する場合も同様とすること。</p>
--	---

(8) ~ (9) (略)

(別表1) (略)

(別表2)

(8) 設立者は、毎年7月31日までに、前年度の収支決算の細目及び当年度の収支予算の細目を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならないこと。

(9) 養成課程又は理容師養成施設の新設（生徒の定員の増加に伴う変更を含む。）の広告又は生徒の募集行為（募集要項の配布及び入学試験等の実施）は、当該養成施設に入所を希望する者に不利益が生じないよう、適切に行わなければならないこと。

(別表1)

1 普通教室(1教室につき)	(数量)
生徒用椅子及び机	同時に授業を行う生徒の数と同数以上
2 実習室	
理容用椅子(理容実習を行う1実習室につき)	同時に授業を行う生徒の数の2分の1以上
実験器具(別表2)	一式
視聴覚機器(別表2)	一式
顕微鏡	1台以上
人体模型	1台以上

(備考)

指定規則第4条第2項に基づき、指定基準を定めた聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校及び矯正施設の養成施設は、次のとおりとする。

1 聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の養成施設については「2実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「同時に授業を行う生徒の3分の1以上」とする。

2 矯正施設の養成施設については「2実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「8以上」とする。

(別表2)

I 標準とする器具	(具体的器具等の例)	I 標準とする器具	(具体的器具等の例)
<p>1 <u>化粧品化学、理容技術</u> <u>理論関係用</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1) 電気関係実験器具</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) 化学関係実験器具</u></p> <p><u>(3) その他実験器具</u></p> <p>2 保健、衛生管理、皮膚 科学、消毒関係用</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、ヘアドライヤー（実験用）、ヘアアイロン（実験用）</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p><u>色彩表</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 <u>物理化学関係用</u></p> <p><u>(1) 光関係実験器具</u></p> <p><u>(2) 波動関係実験器具</u></p> <p><u>(3) 電気関係実験器具</u></p> <p><u>(4) 力学関係実験器具</u></p> <p><u>(5) 熱関係実験器具</u></p> <p><u>(6) 化学関係実験器具</u></p> <p>(新規)</p> <p>2 保健、衛生管理、皮膚 科学、消毒関係用</p> <p>(1) 消毒関係実験器具</p>	<p><u>プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、色彩表、視力表</u></p> <p><u>波動伝導に関する実験装置、オシロスコープ</u></p> <p>テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、<u>蛍光灯（原理の説明に使用できるもの）</u>、<u>静電気の実験器具、ドライヤー（実験用）、ヘアアイロン（実験用）</u></p> <p><u>力のつり合いの実験器具（支持台、天秤、錘、滑車等）、てこの原理の実験器具、弾性の実験器具</u></p> <p><u>温度計、バイメタル温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、熱の放射・伝導の実験器具</u></p> <p>pHメーター、pH指示薬、リトマス試験紙、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式（ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等）、原子・分子構造模型、電池・電気分解実験器具</p> <p>(新規)</p> <p>消毒薬一式、リットル杓、メスシリンダー、フラ</p>

(3) 環境その他の実験器具	温度計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、 <u>空気成分試験器</u>	(2) 皮膚関係実験器具	スコ、コルベン、ビュレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器 皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパレート、主要な皮膚・毛髪疾患の模型
(3) 環境その他の実験器具	<u>寒暖計</u> 、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、 <u>空気成分試験器</u>	(3) 環境その他の実験器具	<u>寒暖計</u> 、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、 <u>空気成分試験器</u>
Ⅱ 標準とする視聴覚機器	(具体的器具等の例)	Ⅱ 標準とする視聴覚機器	(具体的器具等の例)
視聴覚機材	視聴覚機材 映写スクリーン、 <u>教材用映像</u>	視聴覚機材	視聴覚機材 <u>プロジェクター</u> (スライド、OHP等)、 <u>映写スクリーン</u> 、 <u>VTR装置一式</u> 、 <u>教材用ビデオ</u>
Ⅲ 標準とする図書	(具体的器具等の例)	Ⅲ 標準とする図書	(具体的器具等の例)
図書	(略)	図書	教育上必要な専門図書及び学術雑誌

【様式第1】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代表
者の
公印

理容師養成施設指定申請書

このたび（理容師養成施設名）を理容師法第3条第3項に規定する理容師養成施設としての指定を受けたいので理容師養成施設指定規則第3条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

- 1 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
 - 2 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - 3 理容師養成施設の長の氏名
 - 4 養成課程の別
 - 5 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - 6 生徒の定員及び学級数
 - 7 入所資格
 - 8 入所の時期
 - 9 修業期間
 - 10 教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、総授業時間数。通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、総授業時間数）
 - 11 卒業認定の基準
 - 12 入学料、授業料及び実習費の額
 - 13 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - 14 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - 15 設備の状況
 - 16 設立者の資産の状況及び理容師養成施設の経営方法
 - 17 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
(通信課程に関する補足事項)
- 1 通信養成を行う地域
 - 2 授業の方法
 - 3 課程修了の認定方法

〔添付書類〕

- 1 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄付行為等）
- 2 理容師養成施設の長の履歴書
- 3 専任教員の履歴書
- 4 兼任教員の履歴書

- 5 土地建物等の登記事項証明書の写し
- 6 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 7 教授用及び実験用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 8 法人の設立認可書の写し
- 9 学則
- 10 通信課程にあっては、通信養成に使用する教材

[申請事項記載例]

- 1 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
 - (1) 理容師養成施設の名称 ○○理容師学校
 - (2) 理容師養成施設の所在地
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 - (3) 理容師養成施設の設立年月日
平成 年 月 日
- 2 理容師養成施設の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - (1) 設立者の住所
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 - (2) 設立者の氏名 学校法人 ○○学園
 - (3) 代表者の住所
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 - (4) 代表者の氏名 理事長 ○○○○
- 3 理容師養成施設の長の住所及び氏名
 - (1) 施設長の住所
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 - (2) 施設長の氏名 ○○○○
- 4 養成課程の別
昼間課程、夜間課程、通信課程

5 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別

(1) 専任教員の氏名及び担当教科課目 (〇〇課程)

整理 番号	氏 名	担 当 教 科 課 目	資 格	備 考
(必修課目)				
1	〇〇〇〇	関係法規・ 制度	〇〇大学法学 博士	夜間 (専任教 員)
2	〇〇	衛生管理	医師	通信 (兼任教 員)
3				
4				
(選択課目)				
7				
8				
9				
10				

(記入上の注意)

- 1 この表は、養成課程ごとに作成すること。
- 2 他の課程の専任教員又は兼任教員を兼ねる場合には、備考欄に記載すること。

(2) 兼任教員の氏名及び担当教科課目 (〇〇課程)

整理 番号	氏 名	担 当 教 科 課 目	資 格	備 考
(必修課目)				
<u>1</u>	〇〇〇〇	関係法規・制度	〇〇大学法学 博士	
<u>2</u>	〇〇〇〇	衛生管理	医師	
<u>3</u>				
<u>4</u>				
<u>7</u>				
<u>8</u>				
(選択課目)				
<u>9</u>				
<u>10</u>				

(記入上の注意)

- 1 この表は、養成課程ごとに作成すること。
- 2 他の課程の専任教員又は兼任教員を兼ねる場合には、備考欄に記載すること。

(3) 教員担当課目一覧

	氏 名	資 格	昼 間 課 程									夜 間 課 程									通 信 課 程												
			通 常 課 程						美容修得者課程			通 常 課 程						美容修得者課程			通 常 課 程						美容修得者課程						
			関係法規・制度	衛生管理	保健	化粧品化学	文化論	美容技術理論	運営管理	美容実習	(選択課目の課目名)一	美容技術理論	美容実習	(選択課目の課目名)一	関係法規・制度	衛生管理	保健	化粧品化学	文化論	美容技術理論	運営管理	美容実習	(選択課目の課目名)一	関係法規・制度	衛生管理	保健	化粧品化学	文化論	美容技術理論	運営管理	美容実習	(選択課目の課目名)一	
専	〇〇〇〇	〇〇大学法学博士																															
任																																	
教																																	
員																																	
兼	〇〇〇〇	医師																															
任																																	
教																																	
員																																	

(記入上の注意)

1 担当する教科課目に○印を付すこと。

2 専任教員が他の過程の兼任教員を兼ねる場合には、兼任教員欄ではなく、専任教員欄の担当教科課目に△印を付すこと。

6 生徒の定員及び学級数

区 分		入学定員	定 員	同時に授業を行う生徒の数 (学級数)
昼 間	通 常	_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)
	美容修得者	_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)
夜 間	通 常	_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)
	美容修得者	_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)
通 信	通 常	_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)
	美容修得者	_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)
合 計		_____ 名	_____ 名	_____ 名 (学級)

7 入所資格

(1) 学校教育法第90条に規定する者 (これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。)

(2) 学校教育法第57条に規定する者 (これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。) であって、入所試験に合格したもの。

8 入所の時期	昼間課程 (通常)	毎年 ○月
	昼間課程 (美容修得者)	毎年 ○月
	夜間課程 (通常)	毎年 ○月
	夜間課程 (美容修得者)	毎年 ○月
	通信課程 (通常)	毎年 ○月
	通信課程 (美容修得者)	毎年 ○月
9 修業期間	昼間課程 (通常)	2年
	昼間課程 (美容修得者)	1年
	夜間課程 (通常)	2年
	昼間課程 (美容修得者)	1年
	通信課程 (通常)	3年
	通信課程 (美容修得者)	1年6月

10 教科課程及び教科科目ごとの実習を含む総授業時間数

〈昼間課程〉

<u>教科科目</u>	<u>総単位数（総授業時間数）</u>
<u>（必修科目）</u>	<u>単位（時間）</u>
関係法規・制度	
衛生管理	
保健	
化粧品化学	
文化論	
理容技術理論	
運営管理	
理容実習	
小計	<u>単位（時間）</u>
<u>（選択科目）</u>	<u>単位（時間）</u>
<u>○○○○</u>	
<u>○○○○</u>	
小計	<u>単位（時間）</u>
合計 <u>（1週間当たり平均授業時間）</u>	<u>単位（時間）</u> <u>（ 時間）</u>

（記入上の注意）

- 1 夜間課程についても同様に作成すること。
- 2 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては授業時間数を記入すること。

〈通信課程〉

教科科目	添削指導の回数	面接授業の単位数 (時間数)	第1回添削指導 (○月～○月)	第1回面接授業 (○月○日間)	第2回添削指導 (○月～○月)	第2回面接授業 (○月○日間)	第3回添削指導 (○月～○月)	
(必修科目)								
関係法規・制度	— 回	— 単位 (時間)	— 回	— 単位 (時間)	— 回	— 単位 (時間)	— 回	
衛生管理								
保 健								
香粧品化学								
文化論								
理容技術理論								
運営管理								
理容実習								
小 計								
(選択科目)								
○ ○								
○ ○								
小 計								
合 計								

(記入上の注意)

- 1 面接授業について、単位数により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、授業時間数を記入すること。
- 2 この表は、美容修得者・理容所に常勤で従事している者である生徒・それ以外の生徒別に別葉として作成すること。

11 卒業認定の基準

- (1) 学則で定める必要な単位数を履修していること。
 (2) 教科課目の区分ごとに、その教科課目の出席状況が著しく不良でないこと。
 (3) ○○試験が必修課目○○点以上、選択課目○○点以上であること。

12 入学料、授業料及び実習費の額

区 分		入学料	授業料 (月額)	実習費 (月額)
昼 間	通 常	_____ 円	_____ 円	_____ 円
	美容修得者	_____ 円	_____ 円	_____ 円
夜 間	通 常	_____ 円	_____ 円	_____ 円
	美容修得者	_____ 円	_____ 円	_____ 円
通	通 常	_____ 円	_____ 円	_____ 円
信	美容修得者	_____ 円	_____ 円	_____ 円

13 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法

(1) 理容実習 (実務実習を除く。) のモデルとなる者の選定方法

ア 対象

イ モデルを使用して行う実習の時期、場所、及び単位数 (単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、時間数)

(2) 実務実習の実施方法

ア 実施時期及び年間時間数

イ 場所 (理容所名) 及び管理理容師名

ウ 評価方法

14 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

(1) 校地の総面積 _____ ○○平方メートル

内訳 校舎 _____ 平方メートル

その他 _____ 平方メートル (グラウンド、○○等)

(2) 附近の見取図及び建物配置図

(3) 建物の構造 鉄筋○階建

(4) 施設の各室の用途及び面積

1階

室 名	用 途	面 積(m ²)	収容人員	備 考
事務室 教員室 医務室 更衣室(男女別)	生徒用			
図書室				
普通教室 (1)	講義用			
〃 (2)				
実習室 (1)	実習用			

ホール				
倉庫				
〇〇室				
その他				

(記入上の注意)

校舎、各階別に施設の内容を記載すること。

(5) 各室の平面図

15 設備の状況

(1) 普通教室

品 名	数 量	備 考
生徒用机 椅子		一人用

(2) 実習室

品 名	数 量	備 考
理容用椅子 プロジェクター設備 映像設備 人体模型 実験器具 顕微鏡 ・ ・ ・		

(3) 夜間課程にあつては、普通教室及び実習室の照明設備並びに教室の机上及び黒板面の照度 (ルクス)

16 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法

(1) 設立者の資産状況

貸借対照表

資 産 の 部		金 額	負 債 及 び 基 金 の 部		金 額
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金	〇〇〇		短期借入金		
有価証券	〇〇〇		未払金		
短期貸付金			前受金		
立替金			〇〇		
〇〇			流動資産 計		
流動資産 計		〇〇〇	固定負債		
固定資産			長期借入金		
土地			〇〇		

<u>建物</u> <u>構築物</u> <u>教育用設備備</u> <u>品</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>固定資産計</u> <u>欠損金</u> <u>繰越欠損金</u> <u>当期欠損金</u> <u>欠損金計</u>			<u>固定負債計</u> <u>引当金</u> <u>減価償却引当</u> <u>金</u> <u>〇〇</u> <u>引当金計</u> <u>基本金</u> <u>〇〇積立金</u> <u>余剰金</u> <u>基本金計</u>		
合 計		〇〇〇	合 計		

(2) 理容師養成施設の経営方法

ア 内部運営組織の状況

イ 経理方式

・新設、増設等に要した資金の財源内訳

年度	事業区分	数量	事業費	財源内訳				備考
				自己資金	寄付金	借入金	その他	
〇〇年度	土地購入費	m ²						
〇〇年度	校舎建設費 備品費	m ²						

・支出経費に対する維持方法（収支に欠損を生じた場合の補填方法）

17 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

(1) 財政計画

〇年度	歳入予算	円
	歳出予算	円
〇年度	歳入予算	円
	歳出予算	円

(2) 収支予算

収 入			支 出		
区 分	〇年度	〇年度	区 分	〇年度	〇年度
1 学生生徒納付 金収入			1 人件費		
(1) 授業料			(1) 教員人件費		
(2) 入学金			(2) 事務職員人件費		
(3) 実習費			(3) その他		
			2 管理費		

(4)証明手数料 (5)〇〇費 2 基本財産収入 (1)積立金利息 (2)その他の収入 3 運用財産収入 4 寄付金収入 5 収益事業収入 6 その他の収入			(1)消耗品費 (2)光熱水量 (3)通信運搬費 3 教育研究費 (1)研修費 (2)研究費 (3)外部講師謝金 (4)旅費交通費 (5)実習経費 (6)教材費 (7)図書費 4 その他		
合 計			合 計		

(通信課程に関する補足事項)

1 通信養成を行う地域 〇〇県全域

2 授業の方法

(1) 通信授業及び添削指導

ア 教育計画

月	配本教材	教材の内容	添削指導の回数
4	関係法規・制度 I	・衛生行政	1回
	衛生管理 I	・公衆衛生 概説 ・感染症	2回
5			

イ 添削指導のための組織等

・教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。

・通信授業及び添削指導に係る事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。(委託業務の内容：教本の配本)

(2) 面接授業

ア 教育計画

課 目	総単位数 (総授業時間数)	第1回 (月 日間)		第2回 (月 日間)	
		内 容	単 位 数 (時間数)	内 容	単 位 数 (時間数)
関係法規・	2単位	衛生行政	単位	理容師法	単位

制度					
合計	120単位	—		—	

(記入上の注意)

単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては授業時間数を記入すること。

イ 場所

- ・本校校舎
- ・その他 ○○○中学校校舎 (施設の概況)

(対象：○○郡在住者、理由：)

3 課程修了の認定方法

【様式第2】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代表
者の
公印

(変更事項) 変更承認申請書

このたび(理容師養成施設名)における(変更事項)を変更したいので理容師養成施設指定規則第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 変更の予定年月日
- 4 生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
- 5 生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の入所の時期
- 6 生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- 7 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 8 変更前及び変更後の設備の状況
- 9 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 10 通信課程に係る生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業方法

(添付書類)

- 1 過去3年間における生徒の募集状況
- 2 設立者の履歴書(法人のあつては、定款、寄付行為等)
- 3 新たな教員の履歴書
- 4 設立者の資産状況
- 5 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 6 学則

(申請事項記載例)

指定申請書の記載例を参考とすること。

【様式第3】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代表
者の
公印

〇〇課程設置承認申請書

このたび（理容師養成施設名）に〇〇課程を設置したいので理容師養成施設指定規則第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 新設の理由
- 3 新設の予定年月日
- 4 新設養成施設課程の教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- 5 新設養成課程の生徒の定員及び学級数
- 6 新設養成課程の入所資格
- 7 新設養成課程の入所の時期
- 8 新設養成課程の修業期間
- 9 新設養成課程の教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、総授業時間数。通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、総授業時間数。））
- 10 新設養成課程の入学料、授業料及び実習費の額
- 11 新設前及び新設後の理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
- 12 新設前及び新設後の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 13 新設養成課程の設備の状況
- 14 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法
- 15 設立後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 16 通信課程の新設にあつては、通信養成を行う地域、授業の方法、課程修了の認定方法

(添付書類)

- 1 設立者の履歴書（法人のあつては、定款、寄付行為等）
- 2 新設養成課程の教員の履歴書
- 3 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 4 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 5 学則
- 6 通信課程にあつては、通信養成に使用する教材

(申請事項記載例)

指定申請書の記載例を参考とすること。

【様式第4】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代表
者の
公印

同時授業実施承認申請書

このたび（理容師養成施設名）において同時授業を実施したいので理容師養成施設指
定規則第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 実施理由
- 3 実施予定年月日
- 4 同時授業を行う教科課目名
- 5 変更前及び変更後の教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- 6 同時授業を行う養成課程の生徒の定員及び学級数
- 7 変更前及び変更後の施設の各室の用途、面積並びに建物の配置図及び平面図
- 8 通信課程の実施にあつては、通信養成を行う地域、授業の方法

(添付書類)

- 1 過去2年間における生徒の入所状況
- 2 同時授業を行う養成課程の新たな教員の履歴書
- 3 学則

※ 大幅に施設の用途変更を行う場合は、上記のほか「イ 校舎の各室の用途及び面積並
びに建物の配置図及び平面図の変更」の（オ）から（ケ）を追加すること。

(申請事項記載例)

指定申請書の記載例を参考とすること。

【様式第5】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代 表
者 の
公 印

〇〇課程廃止承認申請書

このたび（理容師養成施設名）における〇〇課程を廃止したいので理容師養成施設指
定規則第6条第3項の規定により申請いたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 廃止の理由
- 3 廃止の予定年月日
- 4 廃止課程に入所中の生徒の処置方法
- 5 廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

(申請事項記載例)

指定申請書の記載例を参考とすること。

【様式第6】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代 表
者 の
公 印

理容師養成施設の廃止承認申請書

このたび平成〇年〇月〇日〇〇〇〇〇号をもって指定された（理容師養成施設名）を
廃止したいので理容師養成施設指定規則第6条第3項の規定により申請いたします。

1 理容師養成施設の名称及び所在地

2 廃止の理由

3 廃止の予定年月日

4 入所中の生徒の処置方法

5 理容師養成施設を廃止しようとする場合には、学籍簿等を保存する者の住所及び
氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の
住所及び氏名）並びに学籍簿等の承継の予定年月日

【様式第7】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代 表
者 の
公 印

(変更事項) 変更届出書

このたび(理容師養成施設名)における(変更事項)を次のとおり変更いたしましたので理容師養成施設指定規則第8条第1項の規定によりお届けいたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
(旧)
(新)

(添付書類)

- 1 理容師養成施設の長の変更の場合には、新たに長となった者の履歴書
- 2 教員の新たな使用に係る変更の場合には、その者の履歴書
- 3 理容師養成施設の名称又は所在地、学級数、入所資格、入所の時期、修業期間、教科課程、卒業認定の基準若しくは通信課程における通信養成を行う地域の変更の場合には、学則
- 4 入学料等の額又は施設の構造設備の変更の場合には、変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに学則
- 5 通信教材の内容変更の場合には、当該通信教材

【様式第8】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代 表
者 の
公 印

生徒の定員変更届出書

このたび(理容師養成施設名)における生徒の定員を次のとおり変更いたしますので、理容師養成施設指定規則第8条第2項の規定により、あらかじめ、お届けいたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 変更の理由
- 3 変更の予定年月日
- 4 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
- 5 変更前及び変更後の入所の時期
- 6 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当教科科目並びに専任又は兼任の別
- 7 変更前及び変更後の設備の状況
- 8 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 9 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法

(添付書類)

- 1 過去3年間における生徒の募集状況
- 2 設立者の資産状況
- 3 学則

【様式第9】

平成 年 月 日

(都道府県知事名) 殿

(設立者の住所)

法人
の印

(設立者の氏名)

代 表
者 の
公 印

同時授業終了届出書

このたび（理容師養成施設名）における同時授業を次のとおり終了いたしますので、理容師養成施設指定規則第8条第2項の規定により、あらかじめ、お届けいたします。

- 1 理容師養成施設の名称及び所在地
- 2 終了理由
- 3 終了予定年月日
- 4 終了する養成課程

(添付書類)

- 1 過去2年間における生徒の入所状況
- 2 学則

【別紙様式10】

表

学 籍 簿

学 籍 簿		理 容				ク ラ ス	番 号	
		昼・昼(美)		夜・夜(美)				
生 徒	ふりがな					性 男 別 女	本籍地 (都道府県名)	(写真)
	氏 名							
	生年月日	昭・平 年 月 日生		TEL				
	現 住 所	入学時 〒						
入 学 前 の	学歴	昭・平 年 月 学校卒業				入 学	平成 年 月 日	
		昭・平 年 月				卒 業	平成 年 月 日	
	経歴	昭・平 年 月				編転入・退学	平成 年 月 日	
保護者	氏名	年 月 日生		住所	〒 TEL (- -)		続柄	
保証人	氏名	年 月 日生		住所	〒 TEL (- -)		続柄	

出 欠 の 記 録

	必 修 課 目								選 択 課 目								合 計
	関係法規・制度	衛生管理	保健	化粧品化学	文化論	理容技術理論	運営管理	理容実習	計							計	
担当教員																	
法定単位(時間)数																	
欠 時	欠課時数																
	遅刻回数																
	早退回数																
補講回数																	
履修単位(時間)数																	
検 印	担 任																
	校 長																

(別紙)

理容師養成施設の指導要領

1 指定の申請に関する事項

- (1) 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を、当該養成施設を設立しようとする日の4か月前までに、当該指定に係る養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ア 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
 - イ 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - ウ 理容師養成施設の長の氏名
 - エ 養成課程の別
 - オ 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - カ 生徒の定員及び学級数
 - キ 入所資格
 - ク 入所の時期
 - ケ 修業期間
 - コ 教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては総授業時間数。通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては総授業時間数））
 - サ 卒業認定の基準
 - シ 入学料、授業料及び実習費の額
 - ス 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - セ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - ソ 設備の状況
 - タ 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法
 - チ 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- (2) 2以上の養成課程を設ける理容師養成施設にあつては、前項オからシまでに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならないこと。
- (3) 通信課程を併設する理容師養成施設にあつては、上記（1）に規定するもののほか、次に掲げる事項を指定申請書に記載しなければならないこと。
- ア 通信養成を行う地域
 - イ 授業の方法
 - ウ 課程修了の認定方法
- (4) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。
- ア 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - イ 理容師養成施設の長の履歴書
 - ウ 専任教員の履歴書
 - エ 兼任教員の履歴書
 - オ 土地建物等の登記事項証明書の写し
 - カ 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - キ 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
 - ク 法人の設立認可書の写し

ケ 学則

- (5) 通信課程を併設する理容師養成施設にあつては、指定申請書に通信養成に使用する教材を添付しなければならないこと。
- (6) 理容師養成施設の指定申請書の作成に当たっては、別紙様式1を参照すること。
- (7) 指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、理容師養成施設を設立しようとする日の1年前までに設置計画書を当該指定に係る養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- (8) 理容師養成施設の設置計画書の様式については、指定申請書の様式に準じたものとする。

2 一般的事項

- (1) 設立者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (2) 設立者たる法人又は団体が解散しようとするとき（設立者が個人の場合にあつては死亡したとき）は、理容師養成施設の長は、あらかじめ（設立者が個人の場合にあつては速やかに）その旨を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に文書により届け出ること。
- (3) 理容師養成施設の長は、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）第4条第1項第1号ホに定めるとおりであるが、「理容師の養成に相当であると認められるもの」とは、個人であつて、次の各号に該当する者であること。
 - ア 理容師養成施設の管理の責任者として、その職務を行うのに支障のない者であること。
 - イ 社会的信望があり、理容師の養成に熱意を有する者であること。
 - ウ 経歴、現在における職務上の地位等からみて、理容師の養成を行うのに相当であると認められる者であること。
- (4) 理容師養成施設は、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則を定めること。
 - ア 設置目的
 - イ 名称
 - ウ 位置
 - エ 養成課程
 - オ 修業期間
 - カ 生徒定員及び学級数
 - キ 入所時期、学期及び休日
 - ク 教科課程及び教科課目ごとの単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、時間数）
 - ケ 入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続
 - コ 編入所及び転入所
 - サ 成績考査及び卒業の認定
 - シ 入学料、授業料、実習費等の費用徴収
 - ス 教職員の組織
 - セ 同時授業の実施の有無（併設校に限る。）
- (5) 通信課程を併設する養成施設にあつては、前項に掲げる事項のほか、次の事項を学則に記載すること。
 - ア 通信養成を行う地域
 - イ 添削指導のための組織等
 - ウ 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

3 教員に関する事項

- (1) 教員の数及び専任教員の数は、各養成課程ごとに、指定規則第4条第1項第1号へ、第2号ロ、第3号ハに定めるとおりであること。
なお、同時授業を行う場合は、別表第2に掲げる算出方法により、同時授業を行う美容師養成施設の定員数と合算して算出された人数以上であり、かつ、専任教員のうち、1人以上は理容師養成施設の教員であること。
- (2) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、授業の準備等に要する時間を含めた労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の規定等に定める基準を超えない範囲で設定すること。
- (3) 専任教員は、一の理容師養成施設に限り専任教員となることができるものであること。
ただし、一の理容師養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、上記(2)の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。
なお、専任教員は、当該養成施設において、生徒に対する適切な教授及び相談指導を継続して確実に実施できる者を充てること。
- (4) 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。
ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、上記(2)の授業時間数の2分の1を超えない範囲(ただし、上記(2)で設定された授業時間数の2分の1が7時間に満たない場合には7時間以内とし、10時間に満たない場合(理容実習を担当する教員に限る)は、10時間以内とする)で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。
- (5) 通信課程を併設する理容師養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は、当該養成施設の教員であること。
- (6) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。
- (7) 教員の資格は、指定規則第4条第1項第1号トに定めるとおりであるが、「理容師の養成に相当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。
 - ア 教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - ウ 理容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。
- (8) 指定規則別表第3衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容技術理論及び理容実習の項に規定する「実務」とは、理容所において理容師として業務に従事した経験をいうこと。なお、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論及び運営管理については、同時授業を実施する場合に限り、美容所において美容師として業務に従事した場合も含むこと。
- (9) 指定規則別表第3文化論及び運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)による改正前の理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第11条第1項第1号ホの規定に基づく社会の教員であった者が含まれるものであること。
- (10) 指定規則別表第3選択課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに相当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
なお、定員とは総定員のことを指し、通信課程における1学年の学生数は昼間課程又

- は夜間課程のいずれか学生数が多い養成課程の1学年の学生数の同数以下とすること。
- (2) 通信課程の定員は、指定規則により昼間課程又は夜間課程の定員のおおむね1.5倍以内としていることから、上記(1)により算出される総定員は昼間又は夜間課程の総定員の1.5倍を超えてはならないこと。
 - (3) 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、確実かつ適正に行うこと。ただし、美容修得者課程履修者及び「理容師養成施設の教科課程の基準」(平成20年厚生労働省告示第45号。以下「教科課程の基準」という。)第1に定める教科課目の免除を受ける者にあつては、次の①又は②の書類を提出させ、その資格を確認することとし、入学時に美容師養成施設に在学中又は入所予定の者にあつては、その旨を証明する書類により確認し、卒業認定までに①又は②の書類の提出により確認すること。
 - ① 美容師免許証の写し
 - ② 美容師養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書(平成10年3月31日までに美容師養成施設に入学した者にあつては、実地修練を行った旨の証明書も提出)
 - (4) 入所者の選考は、学則に定めるところにより、厳正に行うこと。
 - (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第2項に規定する者を含む。)の入所を認める理容師養成施設にあつては、「理容師養成施設における中学校卒業等に対する講習の基準等の運用について」(平成27年3月31日健発0331第13号厚生労働省健康局長通知)に定めるところにより、必要な事項を学則に定め、これに基づき入所試験及び講習を適正に行うこと。
 - (6) 入所の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。
 - (7) 編入所は、法第3条第3項の規定により指定を受けた理容師養成施設(以下「指定養成施設」という。)相互間においてのみ認められるものであること。
 - (8) 編入所又は一の養成施設の養成課程間の転入所の取扱いに当たっては、編入所又は転入所しようとする生徒が修業期間内に指定規則第4条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、既に履修した課目及びその単位数(単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、時間数。)等を十分検討した上で編入所又は転入所させること。
 - (9) 卒業の認定については、「理容師養成施設の教科課程の基準」(平成20年厚生労働省告示第45号。以下「教科課程の基準」という。)第二に定めるところにより、厳正に行うこと。
 - (10) 理容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められたときは、指定規則第2条に規定される養成課程の別及び卒業の年月日を記載し、速やかに発行すること。
 - (11) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
 - (12) 生徒の入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は、確実に保存されていること。
 - (13) 設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
 - (14) 同時授業を行う場合は、当該年度の入所者数を入所の時期から1か月を経過するまでに当該指定養成施設所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

5 授業に関する事項

- (1) 「教科課程の基準」及び「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成27年3月31日健発0331第17号厚生労働省健康局長通知)に定めるところにより、適切かつ確実に授業を実施すること。

- (2) 同時授業を行うことができるのは、入所者の数が理容師養成施設におけるその年の前年又は前々年のいずれか一方の年において 15 人未満であり、かつ他方の年において 20 人未満である場合に限られること。
- (3) 美容師養成施設の教科科目と同時授業を行うことができる教科科目は、次に掲げる教科科目であること。
- ア 関係法規・制度
 - イ 衛生管理
 - ウ 保健
 - エ 化粧品化学
 - オ 文化論
 - カ 運営管理
 - キ 選択科目（同時授業を行うことが可能な科目に限る）
- (4) 指定規則第 4 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する「同時授業を行うことが可能な科目」とは、技術を除く教科科目のうち養成施設が適当と認めたものであること。
- (5) 理容実習（実務実習を除く。）のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を原則として社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する社会福祉事業の対象とされる生計困難者等及び相モデルに限定するなど、不特定多数の者をモデルとする実習が行われないう、適切に取り扱うこと。
- (6) 多数の生徒を 1 室に収容して授業を行うことは、著しく教育効果の妨げとなるので、指定規則第 4 条第 1 項第 1 号チに定めており 40 人以下の生徒（同時に入所させる生徒の定員数が 40 人未満である場合は、その定員数。）を基準として構成すること。
- なお、同時授業を実施する場合において、「教育上支障のないとき」とは、生徒 1 人当たり 1.65 m²以上の面積を確保できる場合であること。
- (7) 「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 15 号厚生労働省健康局長通知。以下「通信課程における授業方法等の基準の運用」という。）2 の（4）ただし書に規定する「他の理容師養成施設その他面接指導を行う場所として適当と認められる施設」とは、原則として、次のような施設であること。
- ア 他の理容師養成施設
 - イ 保健所
 - ウ 小学校、中学校等の教育施設その他公民館等公共的施設
- (8) 通信課程を新設しようとする理容師養成施設が、「通信課程における授業方法等の基準の運用」2 の（4）ただし書の規定の適用を受けようとするときは、設置計画書、課程新設計画書、指定申請書又は課程新設承認申請書にその場所、使用する施設の概況、通信養成を行う生徒の地域及び授業の方法を記載するものとし、また、既に通信課程を設置している理容師養成施設が新たにこの規定の適用を受けようとするときは、授業の方法の変更の届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ## 6 施設及び設備に関する事項
- (1) 指定規則第 4 条第 1 項第 1 号ヌからヲに定める施設を有していること。
- (2) 施設及び設備は、原則として同一構内において、それらが有機的に関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学习上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- (3) 教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。

- (4) 夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。
- (5) 施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。
- (6) 消毒薬を安全かつ適切に保管及び管理するための専用の設備を設けること。
- (7) 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1に基づき整備するとともに、別表2の左欄に掲げる事項の区分ごとに、右欄に掲げる具体的器具等を標準として学習上必要と考えられる種類及び数を整備すること。

7 変更等の承認に関する事項

- (1) 理容師養成施設において次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該指定養成施設所在地の都道府県知事の承認を得なければならないこと。
 - ア 生徒の定員（定員を増加する場合に限る。）
 - イ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (2) 理容師養成施設において新たに養成課程を設け（新たに美容修得者課程を設けようとする場合を含む。）、若しくは養成課程の一部を廃止（美容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。）し、又は理容師養成施設を廃止しようとするとき及び新たに同時授業を行おうとするときは、あらかじめ当該指定養成施設所在地の都道府県知事の承認を得なければならないこと。
- (3) 上記（1）及び（2）の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書を、変更等しようとする日の2か月前までに、当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- (4) 上記（1）及び（2）の承認申請書には、次に掲げる事項を記載し、書類を添付しなければならないこと。
 - ア 生徒の定員（定員を増加する場合に限る。）の変更
〈記載事項〉
 - (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地
 - (イ) 変更の理由
 - (ウ) 変更の予定年月日
 - (エ) 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
 - (オ) 変更前及び変更後の入所の時期
 - (カ) 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (キ) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (ク) 変更前及び変更後の設備の状況
 - (ケ) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (コ) 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法
 - イ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更
〈記載事項〉
 - (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地
 - (イ) 変更の理由

- (ウ) 変更の予定年月日
- (エ) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (オ) 変更前及び変更後の設備の状況
- (カ) 変更後 2 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

〈添付書類〉

- (キ) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
- (ク) 設立者の資産状況
- (ケ) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- (コ) 学則

ウ 養成課程の新設

〈記載事項〉

- (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地
- (イ) 新設の理由
- (ウ) 新設の予定年月日
- (エ) 新設養成課程に係る 1 の（1）のオからシまでに掲げる事項
- (オ) 新設前及び新設後の理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
- (カ) 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (キ) 新設前及び新設後の設備の状況
- (ク) 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法
- (ケ) 新設後 2 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- (コ) 通信課程の新設に係る場合は、1 の（3）に掲げる事項

〈添付書類〉

- (サ) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
- (シ) 新設養成課程の教員の履歴書
- (ス) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- (セ) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録
- (ソ) 学則
- (タ) 通信課程の新設に係る場合は、通信養成に使用する教材

エ 養成課程の一部の廃止又は理容師養成施設の廃止

- (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地
- (イ) 廃止の理由
- (ウ) 廃止の予定年月日
- (エ) 入所中の生徒の処置方法
- (オ) 指定養成施設を廃止しようとする場合にあつては、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した学籍簿を保存する者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）並びに学籍簿の承継の予定年月日
- (カ) 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後 2 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

オ 同時授業の実施

〈記載事項〉

- (ア) 理容師養成施設の名称及び所在地
- (イ) 実施理由
- (ウ) 実施予定年月日
- (エ) 同時授業を行う教科課目名

- (オ) 変更前及び変更後の教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- (カ) 同時授業を行う養成課程の生徒の定員及び学級数
- (キ) 変更前及び変更後の施設の各室の用途、面積並びに建物の配置図及び平面図
- (ク) 通信課程の実施にあつては、通信養成を行う地域及び授業の方法

〈添付書類〉

- (ケ) 過去2年間における生徒の入所状況（養成課程別）
- (コ) 同時授業を行う養成施設の新たな教員の履歴書
- (サ) 学則

同時授業を行うために施設の用途変更を行う場合は、同時授業の承認申請書により、併せて承認することとしている。

なお、普通教室の併用を除き、施設の用途変更を行う場合は、前記イ「校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更」の（オ）から（ケ）を追加すること。

- (5) 養成課程の一部の廃止又は理容師養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の指定養成施設に編入所させなければならないこと。
- (6) 理容師養成施設の変更等の承認申請書の作成に当たっては、別紙様式2から6を参照すること。
- (7) 上記（1）又は（2）の承認を受けようとするときは、変更等を行おうとする日の1年前（同時授業を行う場合は10か月前）までに、変更等計画書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- (8) 理容師養成施設の変更等計画書の様式については、変更等承認申請書の様式に準じたものとする。

8 変更の届出に関する事項

- (1) 理容師養成施設において次の事項に変更があつたときは、速やかに、変更の内容を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
 - ア 理容師養成施設の名称及び所在地
 - イ 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - ウ 理容師養成施設の長の氏名
 - エ 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - オ 学級数
 - カ 入所資格
 - キ 入所の時期
 - ク 修業期間
 - ケ 教科課程
 - コ 卒業認定の基準
 - サ 入学料、授業料及び実習費の額
 - シ 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - ス 通信課程における通信養成を行う地域
 - セ 通信課程における授業の方法
 - ソ 通信課程における課程修了の認定方法
 - タ 通信課程における通信教材の内容
- (2) 前項の届出が、次の表の左欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の右欄に該当するものを、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。

理容師養成施設の長の変更に係るもの	新たに長となった者の履歴書
教員の新たな使用に係るもの	その者の履歴書
(1) のア、オからコ又はスに係るもの	学則
入学料等の額の変更に係るもの	当該変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに学則
通信課程における通信教材の内容の変更に係るもの	当該通信教材

(3) 理容師養成施設において、生徒の定員を減ずる変更をしようとするとき、又は同時授業の実施を終了するときは、あらかじめ、変更の内容を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

なお、同時授業の終了に伴い、普通教室の併用を止める場合以外の用途変更をする場合は、別途用途変更の手続きを行わなければならないこと。

(4) 上記(3)の変更届出書には次のアからケ(同時授業については、アからウ及びコ)までに掲げる事項を記載するとともに、サからス(同時授業についてはサ及びス)に掲げる書類を添付しなければならないこと。

ア 理容師養成施設の名称及び所在地

イ 変更(終了)の理由

ウ 変更(終了)の予定年月日

エ 変更前及び変更後の同時に授業を行う生徒の数及び学級数

オ 変更前及び変更後の入所の時期

カ 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別

キ 変更前及び変更後の設備の状況

ク 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

ケ 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法

コ 終了する養成課程

サ 過去3年間における生徒の募集状況(同時授業については、過去2年間における生徒の入所者数(養成課程別))

シ 設立者の資産状況

ス 学則

(5) 理容師養成施設の変更届出書の作成に当たっては、別紙様式7から9を参照すること。

9 その他

(1) 理容師養成施設の経理は、養成施設以外の経理と明確に区分されていること。

(2) 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。これらの費用の種類及び金額は、入学案内等により、募集の際、生徒に周知されていること。

(3) 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。

ア 学則

イ 日課(時間割)表

ウ 養成施設日誌

エ 教職員の名簿、履歴書及び出勤簿

オ 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿

カ 入所者の選考及び成績考査に関する表簿

- キ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
- ク 機械器具等の目録
- ケ 往復文書処理簿

- (4) 学籍簿は、別紙様式 10 を標準に各理容師養成施設において適切に整備すること。また、通信課程の学籍簿については、別紙様式 10 に準じたものとする。
- (5) 指定養成施設を廃止しようとする設立者は、当該養成施設に在学し、又は当該養成施設を卒業した者の学籍簿を適切に保存することができる者がいないときは、当該指定養成施設所在地の都道府県知事に当該学籍簿を引き継がなければならないこと。
- (6) 指定規則第 7 条の規定に基づき、当該指定養成施設所在地の都道府県知事が学籍簿等を保存しなければならない期間は、上記 (3) に掲げる保存期間から当該養成施設において、これらの学籍簿を保存していた期間を控除した期間とすること。
- (7) 選択課目において校外実習を行う理容師養成施設の設立者は、校外実習の実施方法（実施時期、時間数（1 日当たりの時間数及び年間時間数）、実施場所の名称（理容所にあつては管理理容師の氏名を含む。）及び評価方法を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならないこと。また、これらを変更する場合も同様とすること。
- (8) 設立者は、毎年 7 月 31 日までに、前年度の収支決算の細目及び当年度の収支予算の細目を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならないこと。
- (9) 養成課程又は理容師養成施設の新設（生徒の定員の増加に伴う変更を含む。）の広告又は生徒の募集行為（募集要項の配布及び入学試験等の実施）は、当該養成施設に入所を希望する者に不利益が生じないように、適切に行わなければならないこと。

(別表 1)

1 普通教室（1 教室につき）	(数量)
生徒用椅子及び机	同時に授業を行う生徒の数と同数以上
2 実習室	
理容用椅子（理容実習を行う 1 実習室につき）	同時に授業を行う生徒の数の 2 分の 1 以上
実験器具（別表 2）	一式
視聴覚機器（別表 2）	一式
顕微鏡	1 台以上
人体模型	1 台以上

(備考)

指定規則第 4 条第 2 項に基づき、指定基準を定めた聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校及び矯正施設の養成施設は、次のとおりとする。

- 1 聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の養成施設については「2 実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「同時に授業を行う生徒の 3 分の 1 以上」とする。
- 2 矯正施設の養成施設については「2 実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「8 以上」とする。

(別表 2)

I 標準とする器具	(具体的器具等の例)
1 化粧品化学、理容技術理論関係用 (1) 電気関係実験器具	テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、ヘアドライヤー（実験用）、ヘア

<p>(2) 化学関係実験器具</p> <p>(3) その他実験器具</p>	<p>アイロン (実験用)</p> <p>pHメーター、pH指示薬、リトマス試験紙、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式 (ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、原子・分子構造模型、電池・電気分解実験器具</p> <p>色彩表</p>
<p>2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用</p> <p>(1) 消毒関係実験器具</p> <p>(2) 皮膚関係実験器具</p> <p>(3) 環境その他の実験器具</p>	<p>消毒薬一式、リットル枡、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビュレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器</p> <p>皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主要な皮膚・毛髪疾患の模型</p> <p>温度計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器</p>

<p>II 標準とする視聴覚機器</p>	<p>(具体的器具等の例)</p>
<p>視聴覚機材</p>	<p>視聴覚機材 映写スクリーン、教材用映像</p>
<p>III 標準とする図書</p>	<p>(具体的器具等の例)</p>
<p>図書</p>	<p>教育上必要な専門図書及び学術雑誌</p>